

議案第 69 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき，本市内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更するものとする。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

# 変 更 調 書

大字長砂字渚に変更する区域

ひたちなか市大字長砂字渚 1 6 3 番 8 6 地先の平成 2 9 年 3 月 2 4 日付け港指令  
第 1 4 号で承認された埋立地の地先公有水面

3 4 8 . 8 2 平方メートル